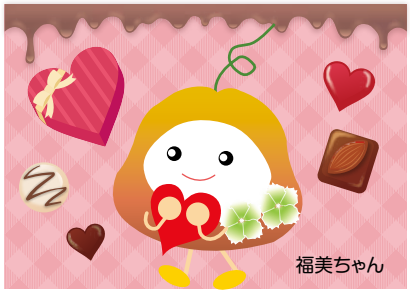

かみのかわ

ふれあいネットワーク

社協だより No.186

●編集発行／社会福祉法人上三川町社会福祉協議会　●発行日／令和5年2月1日
●上三川いきいきプラザ内　☎56−3166　FAX 56−3164

くろねえ会議発

移動スーパー導入へ
（地域の見守りと買い物支援事業）

くろねえ会議の様子

（写真はイメージです）

移動スーパー車両

今年度のくろねえ会議において、高齢者の買い物の状況と支援の必要性について意見交換を行いました。中でも、7小学校地区すべてで多くの意見が出た移動販売については、町全体で必要な仕組みとして、町が主催する高齢者支援協議体でも協議が重ねられ、新年度から「移動スーパー」の導入が決定しました。現在、運用開始に向けて準備が進められています。

2ページに関連記事・・・

目次

P1~2　地域の見守りと買い物支援事業・くろねえ会議
P3　各種サービス券申請の案内・健康福祉まつりスタンプラリーカード
P4　心配ごと相談所
P5　点字講習会・シニアクラブ女性部輪投げ大会
P6　あすてらす・かみのかわ
P7　善意銀行・理事会、評議員会だより
P8　こんにちは！地域包括支援センターです

社協だよりは、赤い羽根共同募金の配分金により作成されています。

地域の見守りと買い物支援事業に関する協定を締結

令和 4 年 11 月 14 日、本会と上三川町と株式会社カスミは、地域の見守り活動と買い物に困難を感じている町民を支援するために、「地域の見守りと買い物支援事業に関する協定」を締結しました。

この協定の締結により、希望する自治会の公民館等には「移動スーパー」が巡回し、住まいの近くに買い物できる場所がない方や、店舗に出向いて買い物をすることが難しい方が、身近な場所で買い物ができるようになります。

この事業は、下記に記載の「くろねえ会議」において、高齢者への買い物支援について意見交換を行った内容が反映されたものです。

協定を締結した3者
（左から）本会･遠藤会長、星野町長、㈱カスミ･伊神執行役員

くろねえ事業
活動報告

くろねえ会議

「くろねえ」とはこの地域の方言で「心配ない」「大丈夫」といった意味合いをもっています。誰もが、「くろねえ、くろねえ」と言って地域で暮らし続けられるために、町社協では住民の皆様や関係機関と共に『支え合いの地域づくり』を進めています。

「くろねえ会議」は、各小学校区（7地区）で支え合いの仕組みを考えたり、情報交換をする場として開催しています。

地域の見守りの大切さを多くの人に知ってもらうため、各地区ごとに見守りの推進を目的としたチラシの作成が進んでいます。

ワーキンググループでチラシの土台を作成し、その後くろねえ会議で話し合いました。

人の目を引くためにはどうしたらよいか、捨てられないチラシはどんなものか……と考え、様々なアイデアが出ています。色合いや言葉の表現、イラストなど細かな部分についても話し合い、各地区の思いが込められたチラシに仕上がりそうです。

くろねえ会議の様子

各種サービス券申請のご案内

令和4年度分の申請受付は 令和5年2月28日(火)までです

タクシー利用券

対象者

町内に住所を有し居住する、次の①～③の手帳のいずれかをお持ちの方。

①身体障害者手帳1級・2級の方
②療育手帳A1・A2の方
③精神障害者保健福祉手帳1級の方

申込み

該当手帳とはんこをお持ちの上、上三川町社会福祉協議会窓口でお申し込みください。

紙おむつ支給券
理容・美容サービス利用券

対象者

町内に住所を有し居住する、次の①～③の要件をすべて満たす方。

①65歳以上の高齢者
②介護保険制度における要介護3以上に認定された方
③在宅で常に寝たきりの状態にある方

申込み

各地区の民生委員を通してお申し込みください。

各種サービス券をご利用される方へ

- **今年度交付する各種サービス券の有効期限は、令和5年3月31日(金)までとなります。(令和5年度分の申請は、令和5年4月3日(月)から受付します。)**
- **入院、入所している方は対象外となります。**
- **各種サービス券を他人へ譲渡することは不正行為となります。**
- **本会と協定を締結している取扱い業者のみ使用可能です。**

第29回 上三川町 ふれあい健康福祉まつり

令和4年11月12日(土)に開催しました健康福祉まつり当日、スタンプラリーに参加された方で、下記番号のスタンプラリーカードをお持ちの皆さまには、素敵な景品をプレゼントいたします。当選された方は、スタンプラリーカードをいきいきプラザ内、社会福祉協議会事務所へお持ちください。

スタンプラリー当選番号発表

123　188　300　331
372　382　449

※景品引き換え期限:
令和5年2月28日(火)

１人で悩まず気軽にご相談ください

心配ごと相談所

◆心配ごと相談所とは？

　上三川町社会福祉協議会では、町民を対象に日常生活のあらゆる相談ができる心配ごと相談所を開設しております。利用は無料で、来所での相談の他、電話でも相談可能です。

　地域の民生委員児童委員、人権擁護委員、行政相談委員が悩みごとの解決に向けて、丁寧にお話を伺います。

◆どんな相談ができるの？

たとえば･･･

- 家族関係や人づきあい
- 不登校、引きこもり
- ＤＶ、虐待を受けている
- 財産の相続、金銭トラブル
- 健康、介護の悩み

等どんなことでも相談可能です。

上三川町心配ごと相談員（敬称略）

民生委員 児童委員	田口　成子	田仲　　均
	藤田　敏男	増渕　盟美
	宇佐美邦義	川西　文明
	黒田　みき	濵野　礼子
人権擁護委員	菊地　守人	田中　則子
	稲見　和正	北條　久男
	篠原　光枝	入江　玲子
行政相談委員	藤田　　猛	生田　弘美

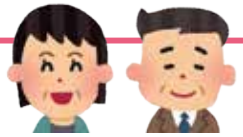

予約は必要ありません。

開催日に相談室までお越しください。
電話での相談も可能です。

開催日　毎月第２・第４水曜日
（祝日、２月の第４水曜日は除く）
午前９時～12時

場　所　上三川いきいきプラザ１階
共用相談室（看板が目印です）

電　話　５６－３１６６（上三川町社会福祉協議会　地域福祉係）

※お電話でご相談の際は上記にお問い合わせください。相談員へお繋ぎします。

点字講習会　3名の受講者が修了しました

令和4年12月28日（水）に、点字講習会の閉講式が行われ、3名の受講者に修了証が交付されました。

講習会は、講師の笠原悦子氏のご指導のもと、10月から12月まで全9回にわたり実施し、点字の基礎や点訳技術を学びました。

今後、学んだことを活かし、視覚障がい者の福祉向上のために活躍されることを期待しています。

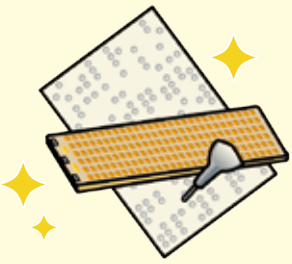

講師（前列中央）と修了者の皆さん

上三川町シニアクラブ 女性部輪投げ大会開催

12月6日（火）、農村環境改善センターの多目的ホールで、町シニアクラブ女性部による輪投げ大会が開催されました。

新型コロナウィルス感染症の影響で、3年ぶりの開催となった本大会には、約80名の女性会員が集まり、久々となる交流を楽しみながら、それぞれのペースで体を動かしていました。

コロナの影響で日頃なかなか外出できない皆さんも、この日が来るのを楽しみにしていた様子で、会場内はマスク越しの笑い声が飛び交うなど大いに盛り上がりました。

日常生活自立支援事業のご案内

あすてらす・かみのかわ

日常生活自立支援事業（あすてらす）では、認知症の高齢者や知的障がい、精神障がいのある方など、判断能力に不安があり、福祉サービスの利用や、生活費の管理に困っている方を対象に、福祉サービスの利用援助や、金銭管理、書類等の預かり等を行い、利用者の自立をサポートします。

どんなことをしてくれるの？

1 福祉サービス（ホームヘルパーやデイサービスなど）を利用するためのお手伝いをします

例）福祉サービスの利用についての情報提供や相談
福祉サービスの利用や、やめるために必要な手続きのお手伝い
福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続きのお手伝い

2 日常的なお金の出し入れのお手伝いをします

例）福祉サービス利用料、医療費、税金、公共料金等を支払うお手伝い
生活に必要なお金の払い戻し、お渡し
預貯金口座への現金の預け入れ

3 銀行の貸金庫を利用して大切な書類等をお預かりします

例）預貯金通帳、はんこ、年金証書、保険証書、権利証、契約書類など
※ただし、現金、株券、貴金属類等はお預かりできません

ご本人と本会が「契約」を結ぶことで、サービスの提供を行います。そのため、ご本人には、**「契約内容を理解できること」**と**「利用意思」**が必要です。
なお、借金等の債務整理や売買契約の取り消し、日常の買い物や送迎などは、「あすてらす」では対応できません。

利用するのにお金はかかるの？

利用料金は次のとおりです。

	お手伝いの内容	料　金
契約前	相談、支援計画の作成、契約の締結	無料
契約後	・福祉サービス利用のお手伝い ・日常的なお金の出し入れのお手伝い	1回概ね1時間 1,000円
	・大切な書類やはんこなどのお預かり	月額500円

※生活保護を受けている方は、利用料が免除されます

お問い合わせ

社会福祉法人 **上三川町社会福祉協議会 地域福祉係（あすてらす・かみのかわ）**

電話 56−3166　FAX 56−3164　メール chiiki@kamisyakyo.or.jp

善意銀行ご寄付

皆様のあたたかいお気持ち

（令和4年12月1日～令和5年1月11日）

（　）内数字は寄付回数

寄　付　者	寄付金額	寄　付　者	寄付金額
増田　好一　様　(26)	10,000円	匿名　(1)	25,000円
匿名　(3)	20,000円	本郷北コミュニティ推進協議会　様 (2)	16,000円
匿名　(10)	10,000円	匿名　(4)	10,000円
点字サークル「ぽつてんクラブ」　様 (1)	2,100円	匿名　(11)	10,000円
匿名　(9)	100,000円	増田　好一　様　(27)	10,000円
匿名　(2)	100,000円	吉澤　啓子　様　(89)	1,000円
匿名　(18)	200,000円	上三川町更生保護女性会　様 (12)	20,000円

※上三川町社会福祉協議会は税額控除対象法人として栃木県より証明を受け、本会への寄附金は税額控除制度の適用を受けることができます。控除の対象となるのは令和2年11月25日以降に個人が支払った2,000円を超える寄附金です。確定申告時に「所得控除」か「税額控除」、どちらか有利な方を選択していただくことができます。確定申告の際には「領収証」と「税額控除に係る証明書の写し」が必要ですので大切に保管してください。

※「税額控除に係る証明書の写し」は寄附納付時にお渡しいたします。

理事会・評議員会だより

左記のとおり会議が開催され、すべての議案が承認されました。

第2回評議員会（12月21日）

報告第2号　令和4年度事業の執行状況について
報告第3号　職員採用試験の結果について
議案第4号　令和4年度社会福祉事業補正予算第1号について
議案第5号　理事の選任について

第3回理事会（1月13日）

議案第15号　副会長の選定について
議案第16号　評議員選任候補者の推薦について
議案第17号　令和4年度第2回評議員選任・解任委員会の開催について

第2回評議員選任・解任委員会（1月20日）

議案第2号　評議員の選任について

第2回 評議員会

第3回 理事会

こんにちは！

地域包括支援センターです

参加費 無料

認知症を学ぼう 認知症サポーター養成講座

開催日時 令和5年 2月21日（火）
午後2時～3時30分（受付 午後1時30分～）

会　場 上三川いきいきプラザ 2階 大会議室

申　込 地域包括支援センター　(56)5513
2月17日（金）までにお申し込みください。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、施設の休館等により中止する場合がありますのでご了承ください。

☀コロナ感染予防のため、申し込みは先着30名とさせていただきます。

▲認知症サポーターの証
「オレンジリング」

認知症サポーターとは？

特別な事をする人ではありません。認知症の基礎知識や対応のしかたなどを正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者です。
認知症に関心のある方、お気軽にご参加ください。

認知症サポーター養成講座を開催しました！

12月23日（金）に開催された認知症サポーター養成講座の様子です。
身近な親族の認知症に悩む方々の参加がありました。講習会後はキャラバンメイトである認知症地域支援推進員、権利擁護担当者や保健師に日頃の悩みを相談されていました。

右記のQRコードを読み取ると本会ホームページへアクセスできます。
各種事業報告や申請書、社協だよりバックナンバーなども掲載しておりますのでぜひご活用ください。

全てに関する連絡・相談・お問い合わせ先
社会福祉法人
上三川町社会福祉協議会
社協だよりについて、みなさまからのご意見をお寄せください。

住　所：上三川町上蒲生127－1（上三川いきいきプラザ内）
電　話：0285－56－3166
ＦＡＸ：0285－56－3164
メール：soumu@kamisyakyo.or.jp
Ｈ　Ｐ：http://www.kamisyakyo.or.jp/